

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行					
<p>第一〽第七 (略)</p> <p>第八 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGSPS型の無線設備</p> <p>一 一般的条件</p> <p>第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 送信装置</p> <p>1 等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)一・五デシベルから(十)一・五デシベルまでの範囲とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 別</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">等 価 等 方 輻 射 電 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">主として船舶に設置されるもの</td> <td style="vertical-align: top;">(一) 七デシベルから(十) 九デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。 ) までの範囲</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの</td> <td style="vertical-align: top;">(一) 五デシベルから(十) 一一デシベルまでの範囲</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力	主として船舶に設置されるもの	(一) 七デシベルから(十) 九デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。 ) までの範囲	主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	(一) 五デシベルから(十) 一一デシベルまでの範囲	<p>第一〽第七 (略)</p>
区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力						
主として船舶に設置されるもの	(一) 七デシベルから(十) 九デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。 ) までの範囲						
主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	(一) 五デシベルから(十) 一一デシベルまでの範囲						

その他のもの

(一) 七デシベルから (十) 五デシベルまでの範囲

2| 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
九kHz以上五〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八五デシベル以下
五〇MHz以上五〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八五デシベル以下
五〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が(一)八五デシベル以下
一、〇〇〇MHz以上一、五九六・五MHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下
一、五九六・五MHz以上一、六〇六・五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下
一、六〇六・五MHz以上一、六一六・五MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下
一、六一六・五MHz以上一、六二一・五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下
一、六二一・五MHz以上	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下

<p>一、六二四・五MHz未滿</p> <p>一、六二四・五MHz以上</p> <p>一、六二六・五MHz未滿</p>	<p>電力が(一)七五デシベル以下</p> <p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未滿の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合には任意の二五kHz幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六二六・五MHz以上</p> <p>一、六六〇・五MHz未滿</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未滿の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合には任意の二五kHz幅における平均電力が(一)八四デシベル以下</p> <p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未滿の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合には任意の二五kHz幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六六〇・五MHz以上</p> <p>一、六六二・五MHz未滿</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未滿の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合には任意の二五kHz幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六六二・五MHz以上</p> <p>一、六六五・五MHz未滿</p>	<p>電力が(一)七五デシベル以下</p>

一、六六五・五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)七五デシベル以下
一、六七〇・五MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下
一、六八〇・五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七五デシベル以下
一、六九〇・五MHz以上	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下
一、六七〇・五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七五デシベル以下

三 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、第八の二の2に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。